

さぬき 水田営農をより

No.
77

第77号 (発行日)平成29年12月22日 (発行)香川県農業再生協議会水田部会 (事務局)香川県農業協同組合中央会

主食用米の「生産の目安」を決定しました

全国の需給見通し

全国の需給見通しは、需要量が毎年減少しているものの、民間在庫量や需要量見通しから全国の平成30年産主食用米の生産量として、735万トンが示されました（前年の生産数量目標と同じ）。

香川県における「生産の目安」

これまで国から配分されていた生産数量目標に代わり、全国の需給見通しや県産米の需要動向、販売戦略を踏まえ、本県における今後の水稻生産の方向性を定めた「水稻の生産振興方針」とあわせ、県全体及びJAの地区営農センター単位の主食用米の「生産の目安」を次のとおり県農業再生協議会で決定しました。この「生産の目安」を参考に、県産米の需要に応じた生産をお願いします。

平成30年産の主食用米の「生産の目安」

※()の数値は生産数量目標

県全体・地区営農C (市町)	生産の目安		【参考】 平成29年産(9月末現在)		【参考】 平成28年産(実績)	
	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)
県全体	13,800	68,448	※(13,776)	(68,744)	(13,932)	(69,492)
大川(さぬき市、東かがわ市)	2,115	10,490	1,924	9,130	1,935	9,860
中央(高松市、三木町、直島町)	3,611	17,911	3,362	16,443	3,511	18,030
小豆(土庄町、小豆島町)	100	496	96	466	104	511
綾坂(坂出市、宇多津町、綾川町)	1,600	7,936	1,494	7,140	1,560	7,811
仲多度(丸亀市、善通寺市、琴平町、 多度津町、まんのう町)	3,395	16,839	3,158	15,249	3,204	16,376
三豊(三豊市、観音寺市)	2,311	11,463	2,146	10,653	2,233	11,479
豊南(観音寺市)	668	3,313	620	2,918	653	3,071

注)平成30年産の「生産の目安」の生産量換算値(トン)は、全て県の平均収量496kg/10aにより算定。

【参考】の平成28年産及び29年産は、農業共済引受面積を基に農業生産流通課で換算した数値。

なお、県全体の数字は、四捨五入等により各地区営農センターの合計と一致しない場合がある。

目次

- 主食用米の「生産の目安」、「水稻の生産振興方針」の概要……1～2P
- 平成29年度産地交付金の助成単価の見直し、収入保険制度……3～4P
- 「お米情報」④……5～6P

「水稻の生産振興方針」の概要

本県の主食用米は需要量の減少を超えて、大きく作付面積が減少しており、産地としての生産量の確保や水田の維持が懸念される状況です。

そのため県農業再生協議会では、主食用米の「生産の目安」を県全体・JA地区営農センター単位で提示するとともに、県産米の需要動向や販売戦略を踏まえ、今後の水稻生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けた方針を作成しました。



◎より一層の売れる米づくりとともに、国内外の需要に的確に対応した生産・供給を図るため、以下の2点を重点的に取り組む。

・「おいでまい」の戦略的な生産拡大 ・多収品種の導入等による業務用米の生産拡大

主食用米

○家庭用

供給先等：スーパー、量販店、産直市、自家消費、縁故米

「おいでまい」：県民米、ブランド米として高品質・良食味を維持した生産拡大

「コシヒカリ」：多収品種へ転換等による生産調整、二毛作の推進

○業務用

供給先等：外食（レストラン、飲食店）、中食（弁当、冷凍米飯）、学校給食

「ヒノヒカリ」：京阪神向けの安定的な販路確保のための生産維持

「おいでまい」：県内外の学校給食向け等に対応した生産

※低コスト生産のため、新たな主食用多収品種を導入

将来の品種別生産イメージ

※矢印は将来的な生産の方向性を示す



家庭用と業務用のバランスの取れた生産による県産米の有利販売

◇コメの輸出は、将来を見据えて、今後の需要動向の変化に対応した新たな需要開拓などの観点から取り組む。

非主食用米（飼料用米、WCS用稲、加工用米など）

○需要に応じた生産を進めるとともに、水田の有効利用を図るため、安定生産に取り組む。



追加配分に伴う

平成29年度の産地交付金の助成単価の見直し



産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

香川県における産地交付金の活用方法について

活用方法の基本的な考え方

①水田の有効利用や収益性の向上を踏まえ、主な活用方法は県域で設定。

- ・ 飼料用米などの「多収品種」や小麦「さめきの夢」等、戦略作物の生産拡大
- ・ 「麦の二毛作」や「資源循環の耕畜連携」の取組みの支援
- ・ 収益力の向上のため、野菜等の高収益作物への転換の支援

②地域の実情に即した地域特産物の生産に配慮して、資金枠の一部を地域へ配分。

平成29年度の産地交付金については、当初1回目の配分額として8割が交付されていましたが、今回、2回目の配分が行われました。2回目の配分により、上限単価を設けていた品目については、全て当初額から上限単価（赤字の金額）に見直します。

具体的な使途

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		29年度の交付単価 (10a当たり)
多様な 水稻の 生産 拡大	新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の面積に加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	9,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米に取り組んだ面積に加算	14,000円 ←当初10,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の多収品種に取り組んだ面積に加算	18,000円
	加工用米の面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)	12,000円 ←当初9,000円
麦・大豆の 生産 振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	3,500円 ←当初2,500円
	さらに法人格を有する場合は加算	+2,000円 ←当初+1,500円
	さらに「さめきの夢2009」を作付した場合は加算	+2,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	15,000円 ←当初11,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算 (※畑地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	12,000円 ←当初9,000円

主 な 内 容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)		29年度の交付単価 (10a当たり)
園芸作物などの生産振興	レタス、ブロッコリー、アスパラガス	10,000円 ←当初8,000円
	青ネギ、イチゴ、キュウリ	8,000円 ←当初6,500円
	トマト	6,000円 ←当初5,000円
	ニンニク	5,000円 ←当初4,000円
	タマネギ	3,000円 ←当初2,500円
	主要な園芸品目の作付面積に対して助成 (※助成は、転作作物(基幹)のみで、2回以上作付けしても1回限りの交付です。)	
地域協議会が選定した地域特産物等の作付面積等に対して助成 詳細は、各地域協議会にご確認ください。		地域毎に設定
そば、なたねの作付面積に対して助成 (※排水対策を実施することが必要です。)	基幹作	20,000円
その他	農業者の主体的な経営判断により、生産数量目標の配分面積からさらに主食用米を減産し、加工用米、新規需要米、小麦(29年産)に転換された場合に助成 (※当初に取組申請書を提出することが必要です。)	5,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「資源循環の耕畜連携」の取組面積に対して助成 (※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。)	13,000円 ←当初10,000円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

収入保険がはじまります!

✓ **新しく導入される収入保険では、保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入の8割以上の収入が確保されます!**

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

*掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

✓ **米、野菜、果樹、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象になります!**

*マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

*収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。新規就農者でも加入することができます。

*収入保険は、平成31年からスタートします。

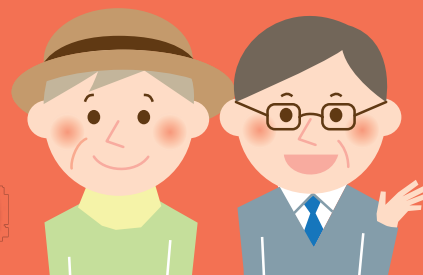
加入条件や補償内容など詳しいことは、**香川県農業共済組合** お問い合わせください。

☎087-899-8977 E-mail syunyu@nosai-kagawa.jp

農林水産省



平成30年産から 米政策が見直されます



Q

30年産からの
新しい米政策で、
稲作は、何が、
どう変わるの？



A

・行政からの主食用米の生産数量目標の配分がなくなり、新しく「**生産の目安**」が示されます。

農家の皆さんは、自主的な判断により、水稲を作ることになります。

・また、米の直接支払交付金(7,500円/10a)はなくなります。



Q

主食用米の
「**生産の目安**」って、
なに？
その目安は守らなければなら
ないの？



A

・主食用米の「**生産の目安**」はこれまでの「生産数量目標」に代わり、需要に応じた生産を進める指標となるものです【1P参照】。

・「**生産の目安**」は、JA地区営農センター単位で示され、主食用米の面積と生産量が示されます。

・「**生産の目安**」に強制力はなく、個人ごとにも示されませんが、農家の皆さんは、前年の作付実績や「**生産の目安**」を参考に、需要に応じた作付をお願いします。



Q

主食用米を作りすぎて
値くすれし、さらに収入
が減るのは困るなあ～。



A

・本県の場合は、主食用米の作付が県産米の需要量の減少を上回って減少しており、産地としての生産量の確保や水田の維持が難しい状況になっています。

・そのため、主食用米の生産の確保が必要です。
「生産の目安」を目標に、ぜひ、主食用米の作付をお願いします。



Q

稲作だけでは、儲からない中で、これからの稲作、水田農業をどう経営していけばいいの？



A

・今後、主食用米に飼料用米、麦・大豆、園芸作物などを組み合わせて、収益向上による経営の安定化に取り組むことが重要です。

・なお、麦や飼料用米などの振興品目には、引き続き水田活用の直接支払交付金による支援が実施されます。

・また、米の需給見通しを始め、水田農業の振興施策などの情報提供も、引き続き実施されます。



Q

米の生産数量目標の配分や直接支払交付金(7,500円/10a)がなくなるけど、営農計画書は出さなければならないの？



A

・営農計画書は、水田を活用する作物の基礎資料として重要です。また、水田活用の直接支払交付金等の申請に必要で、水稲共済の加入申請書も兼ねています。

・本年もこれまでどおり、営農計画書をお配りしますので、水田で水稲など作物を栽培している農家の皆さんは、引き続き営農計画書の提出をお願いします。



内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 指導部指導課
香川県農業協同組合 営農部農産販売課
香川県 農政水産部農業生産流通課
香川県農業再生協議会ホームページ

TEL: 087-825-2503
TEL: 087-818-4109
TEL: 087-832-3418
<http://www.kagawa-saiseikyo.jp/>